

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）に関するパブリックコメント実施結果について

1 概要

史跡橘樹官衙遺跡群は、平成27年3月に本市初の国史跡に指定され、遺跡群の保存・活用・整備を推進してきました。令和6年5月には全国で初めて飛鳥時代の倉庫を復元した「橘樹歴史公園」を高津区千年にオープンし、多くの市民等の憩いの場となっています。

「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」は、史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についてのマスタープランであり、個別の基準を定めるための基本方針をお示しするものです。

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、歴史や価値を活かしたまちづくりを図るために、「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」（素案）を策定し、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、14通（33件）の御意見をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7年11月26日（水）～令和7年12月25日（木）
意見の提出方法	電子メール（意見提出フォーム）、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	・ 市政だより（令和7年12月号掲載） ・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（分館含む。）、市民館（分館含む。）、教育委員会事務局生涯学習部文化財課
意見の公表方法	・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（分館含む。）、市民館（分館含む。）、教育委員会事務局生涯学習部文化財課

3 意見募集の結果

提出件数	14通（33件）	
内訳	電子メール（意見提出フォーム）	13通（31件）
	ファックス	0通（0件）
	郵送	1通（2件）
	持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

(1) 意見の対応区分

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 第2期保存活用計画全般に関する事	0	4	0	3	0	7
2 史跡の活用に関する事	2	10	0	2	0	14
3 史跡の整備に関する事	0	4	2	4	0	10
4 管理運営と体制に関する事	0	1	0	0	0	1
5 史跡の計画策定と進捗管理	0	0	0	1	0	1
合計	2	19	2	10	0	33

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

わかりやすい案内板等の設置、多言語・障がい者対応を求める意見や、橘樹官衙遺跡群の価値や魅力を発信する効果的な活用に関する要望などが寄せられました。

イ 本市の対応

一部意見を踏まえ、橘樹官衙遺跡群の存在や価値等の積極的な情報発信に関する記述を追加・修正したほか、所要の整備を行った上で、「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」を策定します。

5 具体的な意見と市の考え方

(1) 第2期保存活用計画全般に関すること（7件）

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>事業方針が不明確で、基本概念が先行している印象。全てにおいて漠然としているため市民目線（納税者）に基づく計画を進めていくことが必要だと思う。調査成果を公開しているが、一部の専門家と市民にしか届いていないように思う。</p> <p>対応として①遺跡公園の市民への周知、②最終的な公園範囲の指定、③最終的な成果プランの公表等、既に実行されている部分もあるが、川崎市民にどれだけ周知されているのか疑問。ただ漠然とした事業では今後の展望は厳しいと言わざるを得ない。</p>	<p>本計画は、本遺跡群の確実な保存管理および活用のための基本的な指針を示すもので、具体的な事業・スケジュール等については、別途策定する第2期整備基本計画で定める予定です。</p>	D
2	<p>橘樹官衙遺跡群を保存し、整備する目的として、①市民に周知するという啓蒙レベル、②多少なりとも街おこし（高津・宮前エリア）につなげたいレベル、どちらなのか明確にした方がよい。</p>		D
3	<p>時間と手間をかけた計画。関係者や関係機関との協議や調整等が的確に反映されていると感じる。歴史や自然環境も含め、入念に調査し整理されており、今後の参考になる資料である。</p> <p>全体として、市民感覚のスケジュールや優先順位に関する考え方があまり示されていないと感じる。計画（素案）段階で書く内容ではないかもしれないが、考え方をある程度記載することは、後年の曖昧の排除、さらには予算獲得や人員確保という点でも大切ではないか。</p>		D
4	<p>川崎市で長く生活しているが、自分の住む地域についてあまりに無知であった。川崎市の歴史を知る一つの手段として、この活用計画が利用できるのではないかと思う。</p>	<p>本遺跡群や、その周辺地域の歴史や価値を学び、自らのルーツや歴史に対する興味等を喚起させる生涯学習の場となるよう、取り組みを進めていきます。</p>	B
5	<p>遺跡の歴史的価値を分かりやすく伝えながら、身近な文化財として市民に親しまれる場となることを期待したい。</p>		B

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
6	<p>橘樹官衙遺跡が、川崎の宝であるということ、長期にわたって、整備をしていくことがわかった。計画の中に観光部局との連携とあるので、映画、ドラマ、小説、マンガ、アニメなどの誘致をして、この地の物語を立ち上げて興味を持ってもらい、多くの人に訪れてもらえるようになると良い。</p> <p>橘樹官衙遺跡だけではなく、近隣の観光と合わせて魅力のある川崎を作ってほしい。</p>	<p>本遺跡群を将来にわたり、確実に保存していくとともに、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えていくため、周辺の地形や景観と一体的に活用を進めていくこととしていることから、観光部局等とも積極的な連携を図りながら、イベントや講座等を実施してまいります。</p>	B
7	<p>第2期の保存活用計画としてよく練られていて、適切な内容だと思ふ。概ねこの通りに進めていくことを期待する。</p>	<p>本計画に基づき、本遺跡群を適切に保存・活用していくための取組を推進していきます。</p>	B

(2) 史跡の活用に関すること（14件）

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
8	<p>第7章第1節（1）「史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信」に、「インバウンド対策として案内板等の多言語化を図る」とあるが、対象者をインバウンド（外国人旅行者）に限定せず、外国人居住者や視覚障がい者等をも視野に入れ、「来跡者の多様性に鑑み案内板等の多言語化・点字化（音声化）を図る」としてはどうか。</p>	<p>本遺跡群においては、様々な来跡者を想定した対応が必要だと考えておりますので、第7章「橘樹官衙遺跡群の活用」第1節活用の基本方針（1）の記述を、「新たに発見された成果等を速やかに発信するとともに、外国人や障がい者等多様な来跡者に配慮し、案内板等の多言語や点字・音声対応を図る等」に修正しました。</p>	A
9	<p>第7章第2節「活用の方法」について、現状では橘樹官衙遺跡群に展示施設が無いとため、施設が設置されるまでの間、遺跡群の価値や凄さを伝える工夫が必要だが、現在の案内板は字数に制限があるため不十分で、外国人に対する多言語化も必要だと思ふ。</p>		A

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
10	第8章第1節「整備の基本方針【視点】」（4）にある「地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能」が、遺跡群の価値を身近なこととして知り、それを永続していくために必要だと思う。そのための具体策として、定期的に市民が参加する古代まつりや盆踊りなどを開催できるとよい。	市民等を対象とした史跡めぐり・講演会等の各種イベントを実施し、本遺跡群の価値や魅力等の情報伝達を行うとともに、地域コミュニティや地元住民との協働で、史跡が所在する地域ならではの魅力を活かした市民参加型イベントを創出することを試みる等、地域の憩いの場として積極的な活用を図っていきます。	B
11	特に、学校教育との連携、市民との交流、価値の周知について、永続的に地域に根付いた取組を、以下のとおり提案する。 ・地域と一体となった取組をまず試行的なものから始め、1、2年毎の実行目標を立て 見直しながら実績を積み重ねる。 ・地域、特に子供たちの意見を取り入れて、自ら楽しめるイベントを毎年実施し、年中行事として定着をはかることで、地域への愛着が育まれる。 ・見学会、野外研修他、現地は坂が多いので駅伝またはマラソン大会等が挙げられる。		B
12	地元の盛り上げに結びつく取組が必要と考える。遺跡群について正しく深く理解するとともに、古代を想像し実体験できることが重要であり、例えば、たちばな古代マスタークイズや検定、遺跡めぐり、スタンプラリー、古代の生活・たちばなの景色のスケッチ大会、なりきり古代生活大会、衣食住の再現する催し物、などが考えられる。		B
13	テーマと時間に合わせた見学プランを準備する。官衙遺跡や古代の社会・生活を理解するための見学場所は広範囲に渡るので、時間を考慮し30分、60分、90分等のコースを設定し、住民に迷惑がかからないよう誘導・説明するとよい。		B

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
14	不便な立地を、文化財ボランティアと地域見守り支援センターの健康ボランティアがコラボレーションし、運動の場として利用してはどうか。	地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、本遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりやボランティア等それらを担う人材の育成を図っていきます。	B
15	文化財ボランティアとして、遺跡群の掃除や紹介イベント等に参加したいと思っているが、そうした企画の担い手として民間の組織はあるのか。影向寺のお祭りに、保存会の方々が多くおり、歴史と人の厚みを感じたが、官衙遺跡群を守り知ってもらうためにも、そうしたグループがあった方がいいのではないか。		B
16	市内の学校や見学会等で活用が進む一方、「どんな遺跡なのか」知らない人が訪れるきっかけが少ないと感じる。計画にもあるが、駅や図書館など人が集まる場所での情報発信や、SNSの活用、武蔵国府跡など近隣の遺跡との相互紹介を通して、認知度を高めることが有効だと考える。	本遺跡群について、気軽に見る・知る・調べること等ができるよう、専用ウェブサイトの開設やSNS等を活用して充実した情報発信を図るとともに、地方都市等での本市の魅力発信事業に付随したイベントや、全国の博物館・研究機関が実施する古代地方官衙や古代寺院等をテーマにしたイベント・シンポジウム等への協力・参加、パンフレット・ガイドブック等を作成し、古代官衙関連の遺跡等が所在する地域に配布する等、積極的な連携・交流を図っていきます。	B
17	古代日本の国としてののはじまり、国家プロジェクトについて深く知ってもらうため、全国の各国府、官衙遺跡など国指定史跡で、保存チームとの交流をもとにした取組などがさらに広がると、周知の範囲が地元から県、地方、全国に広がると思う。 各地の官衙遺跡等で、特徴を踏まえた展示、周知活動が行われており、「全国の国府、官衙遺跡めぐり」に興味ある人々が増えていくことを期待する。		B
18	橘樹官衙遺跡群は、『日本書紀』に登場する「橘花屯倉」との関連や郡家間を結んだ古代伝路など、古代史上の課題解明に寄与する可能性がある遺跡群と評価されているため、活用・整備に当たってはこの点の周知が不可欠と考える。そのため、第7章第2節（4）「他地域との連携・交流」、（5）「調査研究における活用」は、他地域や大学・研究機関任せにせず、例えば「武蔵国郡家サミット」の定期開催等、川崎市が主体となり内外にアピールできる具体的な施策を記載してほしい。		B

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
19	文化財課以外にも、市民ミュージアムや大山街道ふるさと館、高津区や宮前区等で、各々訪問ツアー等を企画している。多くの人が色々な日に訪問できるというメリットはあるが、一方で、統一感がない印象を持った。	市民等に史跡の価値や魅力等の情報伝達を行うため、様々にニーズに応えられる事業を実施していくものとしております。	D
20	第7章第1節「活用の基本方針」（2）で学校教育と連携し、子どもへのアプローチを図る計画だが、同様のアプローチを市民（大人）へも行うと、学びから興味を持てるようになると思う。そして、この機会を持つことで基本方針（3）のひとづくり・まちづくりの推進へ繋がっていくのではないかと考える。専門家による講座も必要だが、橘樹官衙遺跡群に特定せず、川崎市市の歴史について興味を引くような親しみやすい内容から導入することも最終的に橘樹官衙遺跡群の理解に結びついていくと考える。	本計画では、地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、本遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりや、ボランティア等それらを担う人材の育成を図っていく予定です。	B
21	第10章第1節「実施すべき施策と実施期間」に関連して、ガイドンス施設や便宜施設等の設置は中長期的施策ではなく短期的施策にすべきである。これらの設置が史跡の利便性向上、魅力拡大につながり、来訪者数が増えていくことは明らかであり、短期的施策の中で早めに（できれば令和8年度から）実施していく記述に変更することを提案する。	ガイドンス施設については、施設を有効かつ効果的に運用することが可能な土地・建物の有無について調査・検討中であることから、運用可能な土地・建物が見つかり、設置についての調整等ができるまでの間は、様々なガイドンス機能を充実させていきます。	D

（3）史跡の整備に関すること（10件）

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
24	橘樹官衙遺跡群は範囲が広いため、来訪者遺跡群の全体像を理解しやすいよう誘導するのが効果的だと思う。トイレや駐車場がある施設から橘樹歴史公園などを通るコースを設定し、歩道の整備をするとともに、コース上にVR・ARにアクセスできるパネルなどを設置することで、地域住民にも遺跡群がもつ歴史的価値を感じてもらえると思う。	郷土に対する愛着や地域への誇りをもって行動できる人材を育成すること（ひとづくり）の重要性を認識した史跡めぐり・講演会等を実施するとともに、ARやVRを活用し、来訪者が現地で古代の建物や風景を体感できるような整備を検討していきます。	C

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
25	「万葉集」には、防人の歌として橘樹郡上丁物部真根の歌、防人の妻の歌として倉椋椅部弟女の歌があり、これらは古代橘樹を知り、活用するのに相応しい史料と考える。両歌の歌碑及び解説版・案内板等を設置することを希望する。	郡家や古代寺院等の景観が理解できるような整備を目指すものとし、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認しながら検討していきます。	C
26	現在市内には復元された竪穴住居がないことから、市内の小学生等の歴史教育では、横浜市や都内の施設を見学している。もし橘樹官衙遺跡群に、「万葉集」の歌に読まれたような居住施設が復元できれば、橘樹歴史公園内の飛鳥時代の復元倉庫とともに、その変遷や比較などを学ぶことができると思う。	本遺跡群の整備に伴い建物を復元するのは、実際に発掘調査で確認された建物跡を、確認された場所に復元することを原則としています。	D
27	周辺環境維持・住民プライバシー保護のため、短期間に遺跡来訪者が集中することは抑制すべきであり、駐車場は利用対象を高齢者や障がい者等に限定するとともに、一般の遺跡来訪者に対しては、公共交通機関（路線バス）を利用するよう、市バスや東急バスと協力して積極的な宣伝活動を行う必要がある。	本遺跡群には駐車場や駐輪施設等がなく、駅やバス停からのアクセスもしやすいとは言い難いと考えていますが、具体的な対応については、本計画と併せて策定する第2期整備基本計画で示す予定です。	D
28	最寄りのバス停から橘樹歴史公園などを巡るルートを特定し、遺跡来訪者がルートを外れないよう誘導する必要がある、できるだけ住宅街を避けるよう高津区市民健康の森を通るルートが良いと思う。ガイダンス施設はその途上（最寄りのバス停近く）に設け、遺跡・周辺環境等について学ぶほか、遺跡までのルートや、来訪者の守るべきマナーに関する注意喚起等も行うことが望ましい。	本遺跡群は、遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がなく、橘樹郡家跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等も不十分だと考えていますので、利用者の利便性向上に向けた取組を進めていきます。	B
29	交通の便が良いとは言えず、現地を訪れた際、バス停からの道が分かりにくかったため、道案内表示の改善を望む。		B

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
30	<p>第4章「現状と課題」の第2節「活用」の項に、課題への具体的な答えが記述されていない。例えば、影向寺バス停から橘樹歴史公園までの道の案内板等は、バス停周辺にはあるが、公園までの間には設置されていない。また、橘樹歴史公園にはトイレや東屋などの設備はなく、駐車場・駐輪場もない。</p> <p>周辺住民との調整や各種規制等の問題はあるだろうが、バス停からの案内板の増設、周辺地区の案内等も含めた史跡全体の総合的な説明板の公園内への設置及びトイレや東屋の設置について、早めに（令和8年度中など）措置していく旨を記述してはどうか。なお、総合的な説明板は影向寺近くにも設置してはどうか。</p>	<p>本遺跡群の整備については、史跡のサイン等や便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能といった視点を持ちながら、全体として郡家や古代寺院等の景観が理解できるよう、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認しながら、必要に応じて整備を行うものとしております。</p>	D
31	<p>立派な復元倉庫等がほぼ丸裸で置かれている状況には、リスクを感じる。それなりに公費を投じて整備した施設をあの状態のままにしておくことは疑問である。また、衛生施設も必要だが、周辺住民からすれば、「土日などに人がわざわざ来て、また、トイレ等を汚く使うならむしろ迷惑だ」となってしまうと思う。</p>		D
32	<p>官衙の役割や当時の人びとの生活、武蔵国府など近隣遺跡との関連性がわかる展示や案内板があると理解が深まると思う。</p>	<p>本遺跡群については、史跡や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能といった視点を持ちながら、全体として郡家や古代寺院等の景観が理解できるような整備を進めていきます。</p>	B
33	<p>史跡橘樹官衙遺跡群は、縄文・弥生時代から古代、江戸時代まで幅広い年代の遺跡が確認されている。その変遷を理解できるように、誰もがわかりやすく、楽しく見学できるような展示や紹介の工夫が必要である。</p>		B

（4）管理運営と体制に関すること（1件）

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
34	<p>住宅地に近接する立地であることから、訪問者へのマナー啓発（ゴミ、騒音等）も適切に行い、地域住民との共存が図られることが重要だと思う。</p>	<p>本市が史跡の管理団体としての役割を果たすため、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営を推進していきます。</p>	B

(5) 史跡の計画策定と進捗管理に関すること (1件)

	意見 (要旨)	市の考え方	対応区分
35	地域住民と調整を図りながら保全計画をすすめ、継続的な経過確認と定期的な進捗達成の評価を検討し進めていることが確認でき、高く評価する。各項目に対してどのように評価しているのか、その資料も確認したいと思い、その公開も今後検討してほしい。	施策の進捗管理にあたっては、概ね6年ごとに、保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示した自己点検シートによる点検を行い、その結果については、調査整備委員会に諮り、点検・指導を受けた上で、教育委員会に報告することになっております。	D

6 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更 (※下線は変更箇所)

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
橘樹官衙遺跡群の存在や価値等の積極的な情報発信に関する意見を踏まえ、記述を修正	(52頁 第7章第1節(1)) 新たに発見された成果等を速やかに発信するとともに、 <u>外国人や障がい者等多様な来跡者に配慮し、案内板等の多言語や点字・音声対応を実施する等、情報の共有を図る</u>	(52頁 第7章第1節(1)) 新たに発見された成果等を速やかに発信し、インバウンド対策として案内板等の多言語化を図る等、情報の共有を図る

その他用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）に関するパブリックコメント実施結果について

1 概要

史跡橘樹官衙遺跡群は、平成27年3月に本市初の国史跡に指定され、遺跡群の保存・活用・整備を推進してきました。令和6年5月には全国で初めて飛鳥時代の倉庫を復元した「橘樹歴史公園」を高津区千年にオープンし、多くの市民等の憩いの場となっています。

「史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」は、史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」に基づき、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るための保存整備に関する基本方針及び整備目標を示した基本計画であり、今後の史跡の保存・整備・活用を推進するためのものです。

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、歴史や価値を活かしたまちづくりを図るために、「史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」（素案）を策定し、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、9通（24件）の御意見をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7年11月26日（水）～令和7年12月25日（木）
意見の提出方法	電子メール（意見提出フォーム）、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより（令和7年12月号掲載）・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（分館含む。）市民館（分館含む。）、教育委員会事務局生涯学習部文化財課
意見の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（分館含む。）市民館（分館含む。）、教育委員会事務局生涯学習部文化財課

3 意見募集の結果

提出件数	9通（24件）	
内訳	電子メール（意見提出フォーム）	9通（24件）
	ファックス	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

(1) 意見の対応区分

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 動線に関すること	0	0	0	2	0	2
2 施設に関する整備に関すること	0	11	0	5	0	16
3 史跡の公開・活用に関すること	0	5	0	0	0	5
4 史跡整備計画に関すること	0	0	0	1	0	1
合計	0	16	0	8	0	24

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

便益施設やガイダンス施設の設置を求める意見や、史跡への理解を深める効果的な整備・活用方法についての要望などが寄せられました。

イ 本市の対応

寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、要望等であったことから、所要の整備を行った上で「史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」を策定します。

5 具体的な意見と市の考え方

(1) 動線に関すること (2件)

	意見 (要旨)	市の考え方	対応区分
1	第5章「整備の基本計画」において、川崎市営バス及び東急バスの橘樹官衙遺跡群最寄りのバス停は、いずれも「影向寺」で、橘樹歴史公園に行く人々が混乱をきたす恐れがあることから、バス停名を「橘樹歴史公園入口」または「橘樹歴史公園・影向寺入口」に変更することを提案する。	バス停名の変更等の予定はありませんが、本遺跡群への順路をわかりやすくしていくため、サイン表示等の設置箇所や内容等について、必要に応じて検討していくこととしています。	D
2	橘樹官衙遺跡群を訪れる人々の多くはバスを利用すると思われるので、バス車内で「次は影向寺、橘樹歴史公園にお越しの方はこちらでお降り下さい」等のアナウンスがあるとよい。		D

(2) 施設に関する整備に関すること (16件)

	意見 (要旨)	市の考え方	対応区分
3	現状の説明板だけでは全体像が掴みづらいため、橘樹官衙遺跡群の全体像が分かる説明板を設置してもらいたい。	本遺跡群の概要及び歴史的価値等、または官衙各施設や遺構等の内容を、来跡者に理解していただけるよう、案内板・説明板を設置するとともに、各遺構ごとに解説板を設置していきます。	B
4	現在設置されている中原街道「橘樹官衙入口」脇の案内板が、道路反対側の影向寺バス停からは分かりづらいので、案内板が設置されていることが分かる表示や案内をした方がよいと思う。		B
5	歴史公園やその隣接地にトイレがないので、トイレを設置してほしい。	トイレについては、遺構の保存に十分配慮しつつ、地域住民と意見交換を行いながら、設置場所を決定してきます。	B
6	現地に行って説明板を見るのが大変な場合もあるので、自宅や施設等からも見られるようにしてほしい。	本遺跡群や地域のもつ歴史的・文化的価値を来跡者に適切に伝えることができるよう、説明板等の設置等を進めていきます。	B
7	案内板に書かれている「影向寺」は読みが難しいので、フリガナを付けることが必要だと思う。		B

8	第5章第6節(3)AR(拡張現実)、VR(仮想現実)については、画像等で見えてしまうと、それしか想像できなくなり、遺構や遺物から当時の様子を想像する機会を失うことにつながると思う。しかし、Z世代の子どもたちにとってはデジタルコンテンツを利用した学習は日常のことなので、忙しい子供たちのことを思えば、必要なのだろうとも思う。	古代の橘樹郡家や古代寺院の景観や様相のイメージを分かりやすく示し、多様な来跡者が歴史的・文化的価値を学び、楽しむことができるよう、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)といったデジタルコンテンツの活用について検討することとしています。	D
9	第6章第6節(4)「便益施設」については、ベンチが多い場所や園路が緩やかにつながる場所に設置するのが良いと思う。	日常的な市民の憩いの場として利用されるよう、快適な滞在が可能な緑陰の創出や既存植栽の活用、来跡者の快適な利活用に寄与するためベンチの設置等を進めていきます。	B
10	橘樹官衙遺跡群が丘の上に立地していることや、遺跡保護のため低木の植栽であることから、夏季は日陰が少なく暑いと思われるので、ベンチ周りに日よけやあずま屋、水飲み場を設置するのが良いと思う。		B
11	第5章第6節(2)「ガイダンス施設」において、当面はガイダンス機能の充実を図るとし、その機能を「近隣の公共施設を活用していく」と記載されているが、小規模でも史跡現地にガイダンス機能を有する施設を設置することで、展示・説明等により、理解が深まり、感動が大きくなると思われる。	ガイダンス施設については、施設を有効かつ効果的に運用することが可能な土地・建物の有無について調査・検討中であることから、運用可能な土地・建物が見つかり、設置についての調整等ができるまでの間は、様々なガイダンス機能を充実させていきます。	D
12	橘樹官衙遺跡群のインフォメーションセンターを作り、ガイダンス施設が設置されるまでの間、その補助施設として活用するのが良いと思われる。		D
13	第5章第6節(2)「ガイダンス施設」については、地域や来跡者、史跡ボランティアなどにとって、ガイダンス施設が必要であると思われるので、35頁15行目「ガイダンス施設の設置が望ましい」ではなく「ガイダンスの設置が必要である」と記載した方が良いと思う。		D
14	第5章第7節(2)「普及啓発活動」として、小・中学校での体験学習のカリキュラムに入れるのはとても良いと思う。子供が興味を持つと、家族がそろって調べたり、見学に行ったりするようになる。そのためには、見学に来た人が学習できるよう、第6節(2)「ガイダンス施設」は必須だと思う。		D

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
15	橘樹官衙遺跡群が立地する地形が分かるものがないことから、立体模型等があれば、遺跡群がこの地に造営された理由が理解しやすくなると思う。	本遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を体感できる場となるよう整備を進めていきます。	B
16	第6章「史跡整備計画」にあるように、第2期整備計画の完成まで長い時間がかかるとともに、完成しても古代当時の姿を再現することはできないことから、官衙における位置関係やその規模を体感することが可能となるよう、当時の姿を復元したジオラマを適所に設置することが必要だと思う。		B
17	8世紀の遺跡群の大きなイメージ図を掲示かつ現在の写真も掲示して比較できるようにする（可能であればジオラマのほうがより理解しやすい）。		B
18	橘樹官衙遺跡群のPRを図るため、史跡各所に設置する説明板にQR（二次元）コードを設置した方が良いと思う。	本遺跡群が、自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に利活用ができる場となるよう、説明板等を整備していきます。	B

（3）史跡の公開・活用に関すること（5件）

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
19	橘樹官衙遺跡群のPRを図るため、史跡各所に遺跡群のリーフレット等を置き、来訪者が自由に取れるようにした方が良いと思う。	本遺跡群への来訪者の利便性等を高めるため、駅周辺や公共施設等にパンフレットやマップ等を作成・配布していきます。	B
20	橘樹官衙遺跡群のPRを図るため、遺跡群に関連する冊子や遺跡群グッズ等の製作・販売をした方が良いと思う。		B
21	第5章第7節（1）「情報発信」については、運営母体が川崎市であるものとのコラボレーションを行うと良い。影向寺や能満寺の御朱印も宣伝すると、また違った層の人たちが訪れるものと思う。	本遺跡群については、必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行うとともに、保存整備事業の情報について積極的に発信していきます。	B

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
22	<p>第5章第7節（3）公開・活用の担い手については、自分が今参加している文化財ボランティア養成講座でも言えるが、シニア世代の力は素晴らしく、いつもその勉強熱心さに敬服しており、心強い担い手となると思う。また、小・中学校のほか、高校生の歴史研究部などの生徒は、質の良い協力者になってくれると思う。</p>	<p>本遺跡群において、普及啓発活動の実施や情報発信等の事業を幅広く展開するとともに、そこに地元や市民等の参加を促し、共に活動を行っていくことで、公開・活用イベントのスタッフや協力者の担い手を育成していきます。</p>	B
23	<p>史跡に人を集めるためには、企業との連携に近いと思うが、実際の町を歩きながらすすめるゲームアプリの活用はどうか。</p> <p>若い世代はこういう宣伝の仕方に偏見がなく、親和性が高いということもあるため、デジタルコンテンツ同様、遺跡を若い世代に受け継いでいくためには、こうした柔軟な思考が必要だと感じる。</p>	<p>地元企業等と連携し、企業が有する能力等を活かしたイベント等を開催してもらうことで、史跡の周知や活用の推進を図るとともに、小・中学校等を対象とした公開・活用事業を積極的に実施し、将来の史跡の保存を担う人材育成を図っていきます。</p>	B

（4）史跡整備計画に関すること（1件）

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
24	<p>第6章史跡整備計画の第1節第1年次「整備方針（3）」において、史跡整備地②で「倉庫の柱を表示する一部立体表示」との記載があるが、この柱は橘樹歴史公園で整備された一部立体表示と同じ高さにするのではなく、より古代の建物の雰囲気分かるよう、もう少し高くすることを希望する。</p>	<p>本計画における整備については、第1期整備計画で整備した橘樹歴史公園で用いた遺構表示、園路舗装・植栽、サイン等の仕様を踏襲することとしています。</p>	D

その他 文化庁からの指導について

1 概要

保存活用計画及び整備基本計画の策定にあたっては、文化庁による確認が必要であることから、パブリックコメントの実施と併せて、計画素案の内容について文化庁に確認を行った。その結果、5件の指導があり、対応を行った。

2 文化庁からの指導内容と対応

	指導（要旨）	市の対応
1	「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」によりできた整備、できなかった整備についての記載がない。	第1期整備で完了できた整備、完了できなかった整備を把握・整理することは、今後の史跡整備の基本であると認識しておりますので、第1章第1節計画策定の沿革の中で、第1期整備基本計画での整備及び未整備状況を追記しました。
2	「史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」について、「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」と関連しつつ、どのように課題を解決していくのかについての記載がない。	第2期整備基本計画をなぜ策定するのかを明記する必要があると考えられますので、第1章第2節計画の目的において、「また、遺跡群の内容や周辺の遺跡・文化財等を理解するための説明板・案内板等の充実、トイレ等の便益施設の設置、遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースの確保、公有地化の進展に応じた段階的な整備方法の検討等、史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という。）で示した課題を解決するため、本計画を策定する」と追記しました。
3	第2章第4節史跡指定地の状況について、橘樹官衙遺跡群内及び隣接地には、土砂災害警戒地域等があることから、この地区の災害情報（ハザードマップ等）を示した方が良い。	今後の史跡整備をするにあたり重要なことから、第2章第4節史跡指定地の状況に、遺跡群及びその周辺のハザードマップを掲載します。
4	第2期整備基本計画に、橘樹歴史公園で整備した飛鳥時代の倉庫群と奈良時代の倉庫群の違いをどのように示すのかについての記載が必要である。	飛鳥時代の倉庫群と奈良時代の倉庫群の違いがわかるよう、第5章第2節遺構に関する整備の（1）②遺構表示について、「（前略）史跡の理解を促進するために必要である場合は、異なる時期の遺構表示との併用も検討する。」を、「（前略）史跡の理解を促進するために必要であることから、建物の規模等を表す舗装の色を変える等、時期別の建物配置等を分かりやすく表示する。」と修正します。

	指導（要旨）	市の対応
5	<p>史跡地内に駐車場・駐輪場をつくることはできないため、駐車場・駐輪場の記載を多目的広場とするべきである。</p>	<p>第5章第6節施設の整備について、「一般用の駐車場・駐輪場については、原則、史跡指定地内に設置することはできないが、公有地化した土地の中で、当面本格的な史跡整備が実施できない土地については、利用者の利便性向上を図るため、駐車場や駐輪場等として暫定利用できるよう検討する。また、身体障害者等が来跡した際の駐車スペースとしては、多目的活用広場を活用する。」を、「また、さらに利用者の利便性向上等を図るため、多目的活用広場を整備し、さまざまな活用等に利用する。」に修正します。</p>

3 案からの変更点

文化庁からの指導を踏まえた変更（※下線は変更箇所）

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<p>第1章第1節計画策定の沿革の中で、第1期整備基本計画での整備及び未整備状況を追加</p>	<p>(3頁) さらに、市役所内部からも同様の意見が出されたことから、第1期整備基本計画の改定を<u>図ることになった</u>。そのため、計画していた第1期整備基本計画短期計画第2期・第3期の整備についても改めて検討を行うことになり、<u>史跡整備が完了した橋樹歴史公園を除き、第1期整備基本計画で示していた橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーンに位置する橋樹歴史公園北東側での史跡整備及び橋樹郡家跡上原宿ゾーンでの史跡整備、ガイダンス施設・トイレの設置等については、実施することができなかった。</u></p>	<p>(3頁) さらに、市役所内部からも同様の意見が出されたことから、第1期整備基本計画の改定を行うこととした。</p>
<p>第2期整備基本計画をなぜ策定するのかを追加</p>	<p>(4頁) 史跡橋樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を通じ、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るため、史跡橋樹官衙遺跡群の保存・整備に関する第2期整備基本計画を定める。 <u>また、遺跡群の内容や周辺の遺跡・文化財等を理解するための説明板・案内板等の充実、トイレ等の便益施設の設置、遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースの確保、公有地化の進展に応じた段階的な整備方法の検討等、史跡橋樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という。）で示した課題を解決するため、本計画を策定する。</u></p>	<p>(3頁) 史跡橋樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を通じ、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るため、史跡橋樹官衙遺跡群の保存・整備に関する第2期整備基本計画を定める。</p>

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<p>橘樹官衙遺跡群内及び隣接地には、土砂災害警戒地域等があることから、この地区の災害情報（ハザードマップ）を追加</p>	<p>（15頁） <u>第8図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺におけるハザードマップ（土砂災害等）</u>を追加</p>	
<p>橘樹歴史公園で整備した飛鳥時代の倉庫群と奈良時代の倉庫群の違いの表現方法を追加</p>	<p>（32頁） <u>また、史跡の理解を促進するために必要であることから、建物の規模等を表す舗装の色を変える等、時期別の建物配置等を分かりやすく表示する。</u></p>	<p>（31頁） また、史跡の理解を促進するために必要である場合は、異なる時期の遺構表示との併用も検討する。</p>
<p>史跡地内に駐車場・駐輪場をつくることはできないことから、駐車場・駐輪場の記載を修正</p>	<p>（37頁） <u>また、さらに利用者の利便性向上等を図るため、多目的活用広場を整備し、さまざまな活用等に利用する。</u></p>	<p>（36頁） 一般用の駐車場・駐輪場については、原則、史跡指定地内に設置することはできないが、公有地化した土地の中で、当面本格的な史跡整備が実施できない土地については、利用者の利便性向上を図るため、駐車場や駐輪場等として暫定利用できるよう検討する。また、身体障害者等来跡した際の駐車スペースとしては、多目的活用広場を活用する。</p>

その他用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。